

米国経済・株式市場情報

中国の米国債保有額が約2年ぶりの低水準に

米国の関税引上げに対抗して売却を加速させるとの見方も

- ▶ 2019年3月末の中国の米国債の保有額は約2年ぶりの低水準。米国債の売却傾向が続く。
- ▶ 中国が米国の関税引上げに対抗して米国債の売却に言及したり売却を加速させる場合、世界経済は大きなダメージを受ける可能性もある。

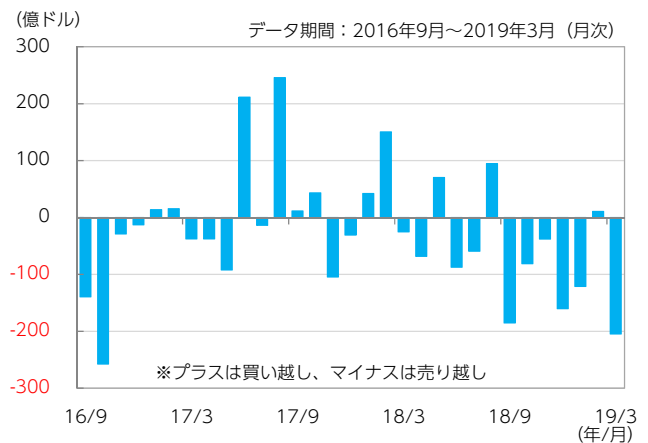
(1) 中国の米国債の保有額は約2年ぶりの低水準

- 米財務省データによると、2019年3月末時点の海外勢の米国債（短期債含む、以下同じ）保有額約6.5兆ドル（約720兆円）の内、国別トップは中国で全体の17.3%、2位が日本で16.7%。2カ国で約3分の1を占めています。その中国が2018年秋頃を境に米国債の売り越し姿勢を強めつつあります。
- 同データによると、中国は米国債を2019年3月に205億ドル（約2.3兆円）売り越しました。売り越し額は2016年10月の258億ドル（約2.8兆円）以来の大きさです（図表1）。また、2019年3月末の米国債保有額は1兆1,205億ドル（約123兆円）と、2017年5月末（1兆1,022億ドル）以来約2年ぶりの低水準まで減少しました（図表2）。中国の経常収支（ある国が外国との経済取引で生じた収支）の黒字額は減少傾向にあり（図表3）、米国債の買い余力が低下しつつあるようです。2019年4月のIMF（国際通貨基金）予想では2022年には赤字に転落する見通しとなっています。米中貿易摩擦で経常収支の黒字額は更に減少する可能性もあります。保有額2位の日本との差は2019年3月末時点で約424億ドル（約4.7兆円）。早ければ年内にも逆転するのではとの見方もあるようです。
- 中国の米国債売却等を背景に、世界の外貨準備に占めるドルの比率は2015年1～3月期の66.0%をピークに、2018年10～12月期には62%まで低下しています。

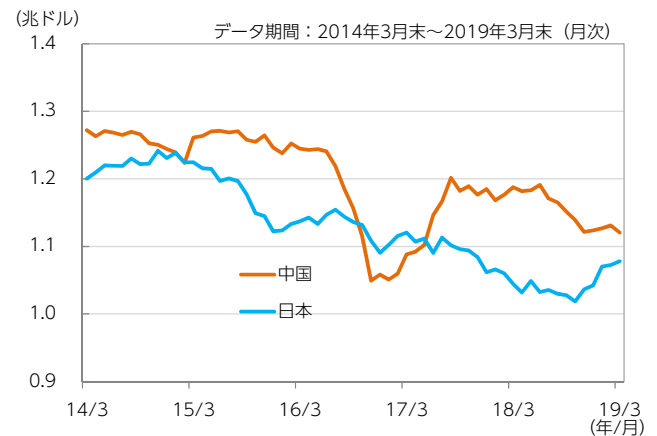
(2) 大幅売り越しの背景

- 中国の米国債大幅売り越しについて、貿易摩擦に関する対抗措置として米国債を売却しているのではと懸念する向きもあるようですが、3月は米中協議に進展が見られていた時期であり、その可能性は低いものと考えます。中国は金の保有を増やす等対外資産の分散を進めており、そのことが米国債売却に影響しているものと見ています。しかし今後については注意が必要であるように思われます。米国は5月10日、中国に対する制裁「第3弾」の追加関税率を最大10%から25%に引き上げました。仮に中国が、対抗措置として米国債の売却に踏み切れば、米中関係が更に悪化し、また米金利の上昇等を通じて世界経済に大きなダメージを与える可能性があります。

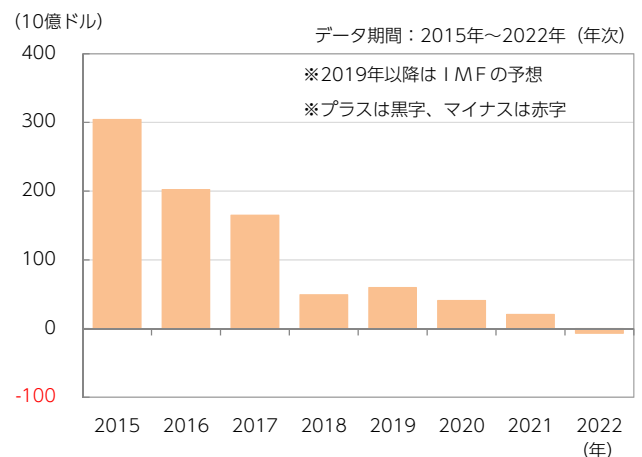
図表1：中国の米国債売買状況



図表2：中国と日本の米国債保有額



図表3：中国の経常収支



出所) 図表1～2は米財務省、図表3はIMFのデータをもとにニッセイアセットマネジメントが作成

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>